

# 第68回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

パンフレット

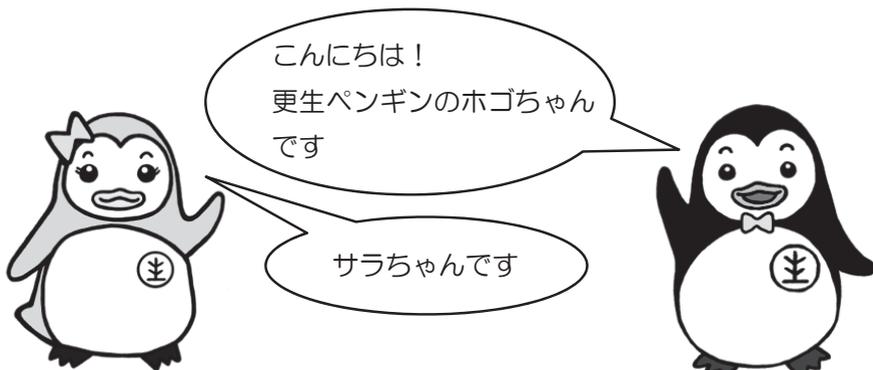
主唱/法務省 

## あなたのまなざしで 再出発を 見守る社会へ



7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

## ～更生保護のマスコットキャラクター紹介～



更生ペンギンのサラちゃん

更生ペンギンのホゴちゃん

更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃんは、立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。チャームポイントは胸の「生きるマーク」。

更生保護のマスコットキャラクターとして、法務省保護局の公式ツイッターやパンフレットなどの資料に登場したり、各地の“社会を明るくする運動”の行事にも参加するなど、様々な場面で活躍しています。

### Q. 更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃんが胸に付けている「生きるマーク」ってなに？



**A.** 生きるマークは、更生保護制度施行50周年を記念して制作されました。甲骨文・金文の「生」をモチーフに、樹木の芽が伸びていくように、今、そして未来を生きていく様を表現したものです。



生きるマーク

## 第 68 回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～  
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もがやり直すチャンスあふれる社会を構築することが重要です。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、政府として初となる「再犯防止推進計画」を策定しました。「推進計画元年」となる本年は、この計画を着実に実施するため、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を一層強力に推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根<sup>しあわせ</sup>」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成30年2月26日

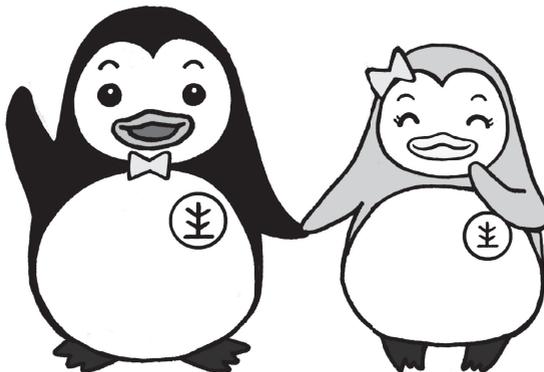
内閣総理大臣

安倍晋三

# 目次

第 68 回 “社会を明るくする運動” 実施要綱	1
中央推進委員会を構成する機関・団体一覧	3
第 1 部 “社会を明るくする運動”	5
1 “社会を明るくする運動” とは	5
2 本年の運動の推進について	5
(1) 行動目標について	6
(2) 重点事項について	6
3 推進機関	7
(1) 中央推進委員会	7
(2) 都道府県推進委員会	7
(3) 地区推進委員会	7
(表) 推進委員会構成団体数	7
4 シンボルマーク「 <small>しあわせ</small> 幸福の黄色い羽根」について	8
コラム「“社会を明るくする運動” の誕生」	8
5 運動の実際	9
(1) 中央行事	9
(2) 地方行事	11
6 “社会を明るくする運動” パラパラマンガについて	12
7 活動の主体としての更生保護ボランティアなど	13
(1) 更生保護とは	13
(2) 保護司	13
(3) 更生保護法人	13
(4) 更生保護女性会	14
(5) BBS 会	14
(6) 協力雇用主	14

第2部 犯罪や非行をした人の社会復帰までの流れ ……	15
1 概要 ……	15
(1) 成人 ……	15
(2) 少年 ……	15
(図) 犯罪や非行をした人が保護観察となって社会復帰する場合の流れ ……	16
2 施設内処遇 ……	17
(1) 成人 ……	17
(2) 少年 ……	18
3 社会内処遇 ……	20
第3部 再犯防止に向けた取組について ……	22
付録 ……	25
第67回 “社会を明るくする運動”	
作文コンテスト最優秀賞（法務大臣賞）作品 ……	25
お問い合わせ先 “社会を明るくする運動” 都道府県推進委員会事務局 ……	29
更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃんの4コマ漫画 ……	30



## 第 68 回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
実施要綱

中央推進委員会

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

### 1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

### 2 行動目標・重点事項

#### (1) 行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

#### (2) 重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ① 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業を増やすこと。
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- ④ 犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。
- ⑤ 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。

に関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

### 3 組織

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県及び市区町村等を単位とする推進委員会により推進する。

## (1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添の機関・団体の代表により組織し、次に掲げる活動を行う。

- ① 運動名称の周知を図ること。
- ② 犯罪や非行のない明るい社会づくりについて国民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図ること。
- ③ 犯罪や非行のない、全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークとして「幸福の黄色い羽根<sup>しあわせ</sup>」の周知を図ること。
- ④ この運動の全国的な周知及び展開を図るため、別紙の取組を実施すること。
- ⑤ この運動に参加する機関・団体に対し、都道府県及び市区町村等を単位として、都道府県推進委員会及び地区推進委員会を組織するよう要請すること。
- ⑥ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会による各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援すること。
- ⑦ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会相互の連絡・調整を行うこと。

## (2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

- ① 都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織する。
- ② 都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、中央推進委員会と連携し、行動目標の達成又は重点事項の推進に寄与する活動その他の犯罪や非行のない地域社会の実現に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施するとともに、これらの活動を行う団体又は個人に対する支援及び協力を行う。

## 4 再犯防止啓発月間の趣旨の考慮

再犯の防止等の推進に関する法律第 6 条に定める再犯防止啓発月間が 7 月とされていることに鑑み、その趣旨を踏まえた活動の実施について考慮すること。

### 中央推進委員会の取組

- シンポジウムなどの広報啓発活動
- 福祉関係従事者等を対象とした「保護観察官による更生保護出張講座」
- 「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテスト」
- 全国刑務所作業製品展示即売会（第 60 回全国矯正展）

- この運動に参加する関係機関・団体の機関誌等を通じた理解促進
- ポスター、パンフレット、幸福の黄色い羽根等効果的な広報を行うための媒体の配布の支援
- その他この運動の全国的展開に資する活動に対する支援・協力

## 中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

### [官公庁]

最高裁判所 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 文部科学省  
厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省 財務省 環境省 防衛省  
最高検察庁

### [司 法]

日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本公証人連合会 日本司法支援センター

### [士業団体]

日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 全国社会保険労務士会連合会  
日本土地家屋調査士会連合会

### [警 察]

(公財)全国防犯協会連合会 (一財)全日本交通安全協会 (公社)全国少年警察ボランティア協会

### [自 治]

全国知事会 全国市長会 全国町村会

### [金融関係]

(一社)全国銀行協会 (一社)全国信用金庫協会 (一社)全国地方銀行協会  
(一社)第二地方銀行協会 金融広報中央委員会

### [経済・産業]

(一社)日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会  
石油連盟 全国商店街振興組合連合会 全国石油商業組合連合会 日本百貨店協会  
(一社)日本民営鉄道協会 (公社)日本バス協会 (公社)全日本トラック協会  
(一社)日本自動車整備振興会連合会 (一社)全国LPガス協会 (一社)全国建設業協会  
(公社)日本中国料理協会 全国興行生活衛生同業組合連合会  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 (一社)全日本アミューズメント施設営業者協会連合会  
(一社)建設産業専門団体連合会

### [労 働]

日本労働組合総連合会 労働者福祉中央協議会

### [農 業]

全国農業協同組合中央会

## [社会・厚生]

(福)全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員連合会 (福)中央共同募金会  
(福)テレビ朝日福祉文化事業団 (福)NHK厚生文化事業団 (公社)日本社会福祉士会  
(公社)日本精神保健福祉士協会 全国地域活動連絡協議会 (一財)児童健全育成推進財団  
(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター (一社)日本臨床心理士会  
(一社)全国地域生活定着支援センター協議会

## [教育]

全国高等学校長協会 全日本中学校長会 全国連合小学校長会 (公社)日本PTA全国協議会  
(一社)全国高等学校PTA連合会 (公社)全国公民館連合会 法科大学院協会  
(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟

## [文化・芸術]

(公社)日本将棋連盟 (公財)日本棋院 (公財)日本美術院  
(公財)文化財保護・芸術研究助成財団 (一社)落語協会 (公社)日本作曲家協会

## [報道関係]

(一社)日本新聞協会 日本放送協会 (一社)日本民間放送連盟 (公社)ACジャパン

## [スポーツ・体育]

(公財)日本体育協会 (一社)日本野球機構 (公社)日本プロサッカーリーグ  
(一財)全日本剣道連盟 (一財)全日本剣道道場連盟 (公財)全日本柔道連盟  
(一財)日本フットサル連盟 (公財)JKA (一財)日本ボクシングコミッション  
(公社)日本アメリカンフットボール協会 (一社)日本女子プロゴルフ協会

## [青年運動・女性運動]

全国地域婦人団体連絡協議会 日本青年団協議会 (一社)日本勤労青少年団体協議会  
(公社)全国子ども会連合会 (公財)ボーイスカウト日本連盟 (公社)ガールスカウト日本連盟

## [その他]

(公財)日本宗教連盟 (公財)交通道德協会 (一財)平和協会  
(公財)あしたの日本を創る協会 日本赤十字社 (公財)日本財団 (公財)日立財団

## [法務省関係]

(公財)矯正協会 (公財)全国教諭師連盟 (公財)全国篤志面接委員連盟 (更)日本更生保護協会  
(更)全国保護司連盟 (更)全国更生保護法人連盟 日本更生保護女性連盟 (特)日本BBS連盟  
(更)立川更生保護財団 (認特)全国就労支援事業者機構 全国人権擁護委員連合会

※事務局は、法務省保護局更生保護振興課に置き、事務局長は、法務省大臣官房秘書課長とする。

<略号> (公社)：公益社団法人，(一社)：一般社団法人，(公財)：公益財団法人  
(一財)：一般財団法人，(福)：社会福祉法人，(更)：更生保護法人  
(特)：特定非営利活動法人，(認特)：認定特定非営利活動法人

# 第1部 “社会を明るくする運動”

## 1 “社会を明るくする運動” とは

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場も地域社会です。犯罪や非行をした人が立ち直るためには、国の機関が就労・住居確保支援など再犯の防止に向けた各種施策を進めていくことはもちろんのこと、彼らの立ち直りへの意欲を認め、見守り、支えていく環境づくり、すなわち**地域のチカラ**が欠かせません。

平成26年12月に行われた犯罪対策閣僚会議において決定された「**宣言：犯罪に戻らない・戻さない**」において本運動の強化が述べられているとおり、これまで以上に本運動を力強く推進し、犯罪や非行のない明るい社会づくりのために、地域社会に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を全国各地で展開していきます。



【“社会を明るくする運動”のサイトへリンクします】

## 2 本年の運動の推進について

“社会を明るくする運動”中央推進委員会では、本運動の行動目標と重点事項を策定し、運動展開の指針としています。

## (1) 行動目標について

第68回“社会を明るくする運動”の行動目標は、

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

です。

これは、本運動で取り組むべき具体的な行動目標を設定し、その達成に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施することにより、広く地域住民の参加を促すものです。

## (2) 重点事項について

第68回では、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ① 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
- ④ 犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること
- ⑤ 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること

を関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項としています。

重点事項は、犯罪や非行の情勢や社会情勢に即して設定され、本運動における重点的な取組を示したものです。あやまちから立ち直ろうとする人たちが地域の中で適切な「仕事」と「居場所」を確保し、社会復帰することができるよう、政府と国民が一体となって特に力強く進める必要があることから、①・②を設定しました。また、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者については、社会復帰を長期的に支える環境づくりのため、地域の皆様の御支援と御理解が必要であることから③・④を設定しました。さらに、犯罪や非行を理由として学びを継続することが困難になる場合があること等を踏まえ、非行をした少年等が安心して修学できることを推進するため⑤を設定しました。

### 3 推進機関

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱し、本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進するため、中央、都道府県及び市区町村などを単位として、“社会を明るくする運動”推進委員会を置くこととしています。

#### (1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、“社会を明るくする運動”の全国的な周知及び展開を図るための中央行事を企画・実施するとともに、都道府県推進委員会及び地区推進委員会との連絡・調整を行い、各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援します。その委員長には法務大臣が就任しています。

中央推進委員会は、3～4ページ掲載の機関・団体で構成されています。

#### (2) 都道府県推進委員会

都道府県推進委員会は、都道府県を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織されます。

第67回の運動においては、全国に**51**（北海道に5）の推進委員会が組織され、その委員長には主として都道府県の知事が就任しています。

#### (3) 地区推進委員会

地区推進委員会は、全国の市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を求めて組織されます。

第67回の運動においては、全国に**2万9,860**の推進委員会が組織され、その委員長には主として地方公共団体の長が就任しています。

表 第67回の運動における都道府県・地区推進委員会の構成団体の構成

	法務省 関係 機関	法務省 関係 団体	法務省以外の公的機関				その他 民間団体	合 計	
			国の 出先 機関	都道 府県	都道府県 関係機関・ 団体	市区 町村			市区町村 関係機関・ 団体
都道府県推進委員会	412	705	246	119	838	739	169	2,193	5,421
地区推進委員会	452	2,882	159	478	1,602	2,405	9,910	6,551	24,439
合 計	864	3,587	405	597	2,440	3,144	10,079	8,744	29,860

## 4 シンボルマーク「<sup>しあわせ</sup>幸福の黄色い羽根」について

長崎地区保護司会が考案したもので、第61回“社会を明るくする運動”から本運動のシンボルマークとして、全国で活用しています。

第68回“社会を明るくする運動”においても、本運動への身近な協力のしるしとしてより多くの方に身につけていただき、本運動への一層の理解と協力を広く呼び掛けていくこととしています。



<sup>しあわせ</sup>  
「幸福の黄色い羽根」

### 【コラム】“社会を明るくする運動”の誕生

昭和24年7月1日に非行少年や犯罪者の立ち直りの支援と、犯罪の予防を目的とした犯罪者予防更生法が施行されました。これによって更生保護制度がスタートしましたが、戦後の荒廃した社会の中にあって、街にあふれた子供たちの将来を危惧していた東京・銀座の商店街の有志が、この法律の趣旨に共鳴し、同年7月13日から1週間にわたって「犯罪者予防更生法実施記念フェア（銀座フェア）」を開催しました。

この銀座フェアは銀座を挙げての行事であり、軽音楽等の様々な催しが行われたほか、銀座の飲食店の従業員延べ2,000人が炎天下、保護少年のために二葉のバッジを売り、その売上げを更生保護のために寄附しました。この銀座フェアが刺激となり、また、同フェアと翌25年に開催された「矯正保護キャンペーン」を通じて、犯罪の防止と罪を犯した人たちの立ち直りには一般市民の理解と協力が不可欠であるとの認識が深ま

り、昭和26年、この活動を「社会を明るくする運動」と名付け、社会に広めることとしました。これが、「社会を明るくする運動」の始まりです。

第1回の「社会を明るくする運動」では、中央行事として全国保護司大会等が開催され、矯正・更生保護に関する壁新聞、リーフレットの発行、ラジオ放送による広報活動などが行われました。また、地方行事としては、矯正管区単位で収容少年の野球大会、学校・PTAに対する更生保護関係者を講師とする巡回講演、「社会を明るくする運動」強調運動記念の「市民の集い」などが実施されました。

## 5 運動の実際

第67回「社会を明るくする運動」期間中に実施されたものを中心に、本運動の活動を見てみることにします。

### (1) 中央行事

#### ① 立ち直りフェスティバル

「社会を明るくする運動」の強調月間の初日であり、「更生保護の日」である7月1日に、東京・千代田区有楽町駅前広場において、「**立ち直りフェスティバル**」が開催され、本運動のフラッグアーティストである**谷村新司氏**のトークショーや保護司をテーマとする映画「君の笑顔に会いたくて」の出演者らによるトークイベントを行いました。そのほかにも、保護観察対象者が育てた野菜の販売やダルク（薬物依存症者の回復施設）によるエイサーライブを通して、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えることへの理解と協力を呼び掛けました。



## ② 保護観察官による更生保護出張講座

更生保護との連携が期待されている福祉関係者等に対して、更生保護に関する理解促進を図るとともに、“社会を明るくする運動”を周知することや具体的な運動の参画を得ることを目的として、通年で実施しています。

## ③ 「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」の実施

全国の小・中学生に、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行などに関して考えたことや感じたことを作文に書くことにより、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として行っているものです。25回目を迎える平成29年は、全国から**33万3,796点**（小学生**14万1,644点**、中学生**19万2,152点**）の応募があり、国内でも最大規模のコンテストの1つとなっています（付録で法務大臣賞を受賞した2作品を掲載しています）。



【作文コンテストのサイトへリンクします】

## ④ 全国刑務所作業製品展示即売会（第59回全国矯正展）の開催

6月2日（金）、6月3日（土）に東京都千代田区北の丸公園内の科学技術館において開催されました。入場者数は、**1万4,500人**を数えました。

## ⑤ “社会を明るくする運動” 協賛「有芽の会」（7月5日～11日）

（場所：東京・西武池袋本店）

「有芽の会」は、明日の日本画壇を担う若手日本画家による研究発表展です。更生保護に深い理解を示されていた（故）平山郁夫画伯の呼び掛けをきっかけとして開催され、平成29年で32回目を迎えました。

## ⑥ 民間協力者に対する感謝状贈呈

本運動の実施に当たり、積極的に協力された計57の個人及び団体等に対し、法務大臣感謝状が贈呈されました。

## (2) 地方行事

地域に根ざした活動が全国各地で行われています。「街頭啓発活動」を始め「住民集会」、「非行防止教室」等の、地域の皆様に身近で親しみやすい活動となるよう創意工夫の凝らされた活動が展開されました。



街頭啓発活動



公開ケース研究会



非行防止教室



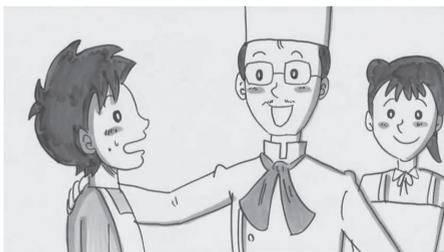
渋谷の大型スクリーンで  
CM動画上映



住民集会

## 6 “社会を明るくする運動” パラパラマンガについて

本運動の趣旨に賛同されたタレントの鉄拳氏が制作したもので、過ちを犯した少年が保護司や地域の方々に温かく見守られながら立ち直るストーリーとなっています。パラパラマンガは YouTube 法務省チャンネルに掲載しておりますので、是非御覧ください。



【YouTube 法務省チャンネル（パラパラマンガ）へリンクします】

## 7 活動の主体としての更生保護ボランティアなど

### (1) 更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

このような活動は、国の機関だけでは十分な効果を挙げることが難しく、保護司を始めとした、更生保護ボランティアの協力を得て行われています。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の皆様の理解と協力が不可欠であることから、更生保護ボランティアは、更生保護への理解と協力を訴えるため、全国各地で本運動に積極的に取り組んでいます。



【更生保護を支える人々  
(法務省のサイトへリンクします)】

### (2) 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。それぞれの地域社会にあって、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の生活環境の調整を行うほか、犯罪予防活動などにも取り組んでいます。全国に **886 保護司会** があり、保護司数は **約 4 万 8,000 人** です。



### (3) 更生保護法人

更生保護法人は、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体です。更生保護施設を運営して、犯罪や非行をした人のうち住む所がない人たちに宿泊場所や食事の提供、社会生活に適應するための指導等を行う法人や、犯罪や非行をした人の生活相談を実施する法人、更生保護の諸活動に対する助成事業

を行う法人があります。更生保護施設は全国に **103 施設**（うち更生保護法人が運営するものが100施設、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人が運営するものが各1施設。）あります。

#### (4) 更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動など、多様な活動を展開しています。

全国に約 **1,300** の地区会があり、会員数は約 **16万3,000人**です。



#### (5) BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、非行など様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約 **500** のBBS会があり、会員数は約 **4,500人**です。



#### (6) 協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには就労先の確保が大変重要です。協力雇用主は犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。全国に約 **2万**（平成29年12月末現在）の協力雇用主がいます。



## 第2部 犯罪や非行をした人の社会復帰までの流れ

### 1 概要

犯罪や非行をした人は、どのような手続を経て最終的に社会に戻ってくるのでしょうか。ここでは、犯罪や非行をした人が社会に復帰するまでの流れを説明します。

#### (1) 成人

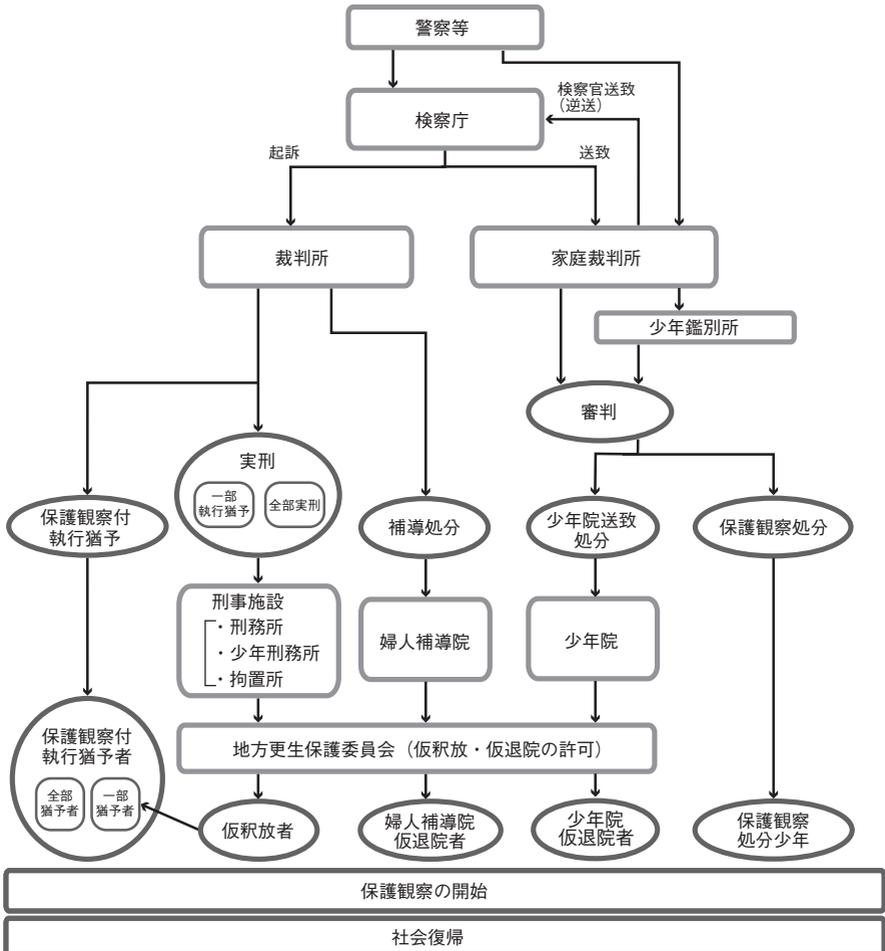
成人が犯罪を行い、警察等に検挙された場合には、警察等が第一次的に事件の捜査を行った後、原則として全ての事件が検察官に送致されます。検察官は、必要な捜査を行い、起訴・不起訴の判断をします。起訴されると、裁判所において裁判が行われ、有罪の場合、死刑・懲役・禁錮・罰金などの刑が言い渡されます。3年以下の懲役・禁錮の場合、情状によりその執行が猶予されることがあり、猶予期間中、保護観察に付される人もいます。また、刑務所に収容された人の中には、刑期の満了前に仮釈放を許されることがあり、仮釈放期間中、保護観察に付されることとなります。さらに、刑の一部の執行猶予制度の導入により、裁判所が刑務所初入者等やそれ以外であって薬物使用等の罪を犯した者に3年以下の懲役・禁錮の刑を言い渡す場合に、その刑の一部の期間を実刑とし、残りの期間については1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することが可能となりました。一部猶予者については、刑務所初入者等の場合は保護観察に付される人とそうでない人がいますが、薬物使用等の罪を犯した者（刑務所初入者等を除く。）の場合は必ず保護観察に付されることとなります。

#### (2) 少年

少年が非行を行い、警察等に検挙された場合、一部の例外を除き、事件が検察官に送致されます。検察官は、必要な捜査を行い、犯罪の嫌疑があると認めるとき、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、家庭裁判所に事件を送致します。家庭裁判所の観護措置決定により、少年鑑別所に少年を収容することもあります。そして、家庭裁判所は、事件について調査を行い、その結果に基づいて審判不開始又は審判開始の決定をします。審判の結果、非行事実が認められ

ない場合や保護処分が付する必要がないと認めるなどの場合は不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合には、保護観察や少年院送致などの決定をします。少年院では、在院者に対して矯正教育や社会復帰支援を行います。少年院に収容された人の多くは、収容期間満了前に仮退院が許されますが、仮退院期間中は保護観察に付されることとなります。また、審判の結果、禁錮以上の罪に当たる事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。その場合は、原則起訴され、成人同様の裁判を受けることとなります。

図 犯罪や非行をした人が保護観察となって社会復帰する場合の流れ



※仮釈放・仮退院とならずに釈放される人や執行猶予となっても保護観察がつかない人もいます。  
 ※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

## 2 施設内処遇

### (1) 成人

刑務所及び少年刑務所は、主に懲役又は禁錮の刑に処せられた者を収容し、これらの者に対して必要な処遇を行うことを任務とする施設です。拘置所は、主に未決拘禁者を収容する施設です。刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設といいます。

刑事施設では、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」により、受刑者に対し、矯正処遇（作業・改善指導・教科指導）を実施します。

#### 作 業

受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させることを目的として行うものです（**刑務作業**）。また、職業に関する免許又は資格を取得させるために職業訓練を行います。



刑務作業



職業訓練

#### 改善指導

受刑者に犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために必要な指導を行うものです。



改善指導（グループワーク）

## 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対して、その学力に応じた指導を行うものです。



授業

## (2) 少年

### ① 少年鑑別所

少年鑑別所は、家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年等について、非行の原因を解明して処遇方針を立てる「鑑別」を行うとともに、必要な観護処遇を行う施設です。

このほか、「法務少年支援センター」として、非行、犯罪防止の専門機関としての立場から、青少年等が抱える悩みに関して、御本人や御家族、学校の先生、雇用主などからの相談に応じるほか、職員が関係機関に赴いて研修・講演等を行っています。

また、対象者が大人であっても、相談を受け付けています。



心理検査の様子（イメージ）



小学校における職員による  
法教育の様子

## ② 少年院

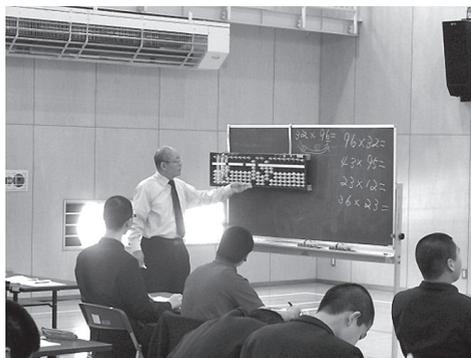
少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年等を収容する施設です。

少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育など健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

矯正教育は、在院者の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせで行います。また、円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい者に対し、修学・就業の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続した支援などを行っています。



職業指導の様子



教科指導の様子

### 3 社会内処遇

社会内処遇としては、「**保護観察**」を実施しています。保護観察は保護観察対象者に対して、実社会の中で生活を営ませながら、一定の約束事（遵守事項）を守るように指導するとともに、必要に応じて、就職の援助などを行い、立ち直りを助けるものです。

なお、「遵守事項」には、あらかじめ法律で定められているもの（一般遵守事項）と、それぞれの保護観察対象者の問題性を考慮して個別具体的に定められるもの（特別遵守事項）があります。

保護観察対象者は、次の5種類です。

- ① 家庭裁判所の決定により保護観察に付された人（保護観察処分少年）
- ② 少年院からの仮退院を許された人（少年院仮退院者）
- ③ 刑事施設からの仮釈放を許された人（仮釈放者）
- ④ 裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人（保護観察付執行猶予者）
- ⑤ 婦人補導院からの仮退院を許された人（婦人補導院仮退院者）

保護観察は通常、常勤の国家公務員である保護観察官と民間のボランティアである保護司とが協働で実施しており、これが我が国の保護観察制度の特徴でもあります。保護観察官及び保護司は、保護観察対象者やその家族等との面接や訪問等を通じて指導・援助を行います。



面接風景

また、特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者については、心理学等の理論に基づく「**専門的処遇プログラム**」の受講が義務付けられることがあります。現在、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの4つが行われています。いずれのプログラムも認知の偏りや自己統制力の不足等などの問題点を自覚させた上で、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的としています。



専門的処遇プログラム(集団処遇)の様子

このほか、保護観察所では、「**社会貢献活動**」の取組も行っています。これは、一定の期間、保護観察対象者に地域社会の役に立つ活動を複数回行わせることにより、自己有用感や規範意識、社会性を養うものです。様々な機関・団体の御協力をいただきながら、福祉施設のお手伝いや公園の清掃活動など、地域のニーズを踏まえた活動を企画・実施しています。



社会貢献活動の様子

## 第3部 再犯防止に向けた取組について

～政府全体の取組として、“社会を明るくする運動”を展開しています～

法務省では、罪を犯した人が再び罪を犯さないように指導・支援する取組である「再犯防止対策」を進めています。

罪を犯した人の多くは、いずれ社会に戻ってきます。

しかし、社会に戻ってきても、仕事や住む場所を得ることができず社会の中で孤立し、再び犯罪に手を染めてしまう人が後を絶ちません。

自らの罪を悔い改め、やり直そうとしている人の立ち直りを助けること、二度と犯罪に手を染めることがないようにすることは、皆様の安全・安心な暮らしにつながります。

### 1 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」と

#### 「“社会を明るくする運動” 内閣総理大臣メッセージ」について

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、一たび犯罪や非行をした人を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠です。

このような社会の構築に向けた取組を進めるため、政府は、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定しました。また、この宣言を踏まえ、第65回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議（平成27年2月10日開催）において、安倍晋三内閣総理大臣自ら、約80の関係団体の代表に対し、同宣言の実現に向けた協力を求める「“社会を明るくする運動” 内閣総理大臣メッセージ」が発信されました。

なお、第66回以降の“社会を明るくする運動”に際しても、安倍晋三内閣総理大臣から改めて国民の皆様へ協力を求めるメッセージが発信されています。

### 2 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

#### ～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」の決定から2年が経過し、犯罪や非行

からの立ち直りを支える民間の方々の支援の輪は着実に広がりつつあります。

しかし、その一方で、薬物依存者や高齢犯罪者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいます。

そこで、薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止に焦点を当て、2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や高齢犯罪者等の立ち直りを支えるネットワークが構築されていることを目指す「**薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策**」が、平成28年7月の犯罪対策閣僚会議において決定されました。

### 3 再犯防止推進計画

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「**再犯の防止等の推進に関する法律**」（平成28年法律第104号、以下「**再犯防止推進法**」という。）が公布、施行されました。

再犯防止推進法第7条第1項において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を定めなければならないことが規定されています。そこで、平成29年2月、同計画に盛り込む具体的内容等を検討するため、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「**再犯防止推進計画等検討会**」を設置し、議論を重ねてきました。

そして、平成29年12月15日、「**再犯防止推進計画**」が閣議決定されたところ、同計画には、犯罪をした者等に対し、国や地方公共団体、更には民間団体等が、それぞれの役割に応じてその力を最大限に発揮し合って「**息の長い**」支援を実施するため、5つの基本方針の下、7つの重点課題について115の施策が盛り込まれました。

### 4 再犯防止啓発月間

再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を「**再犯防止啓発月間**」とすることが規定されています。

これを受け、法務省では同月間中「**再犯防止**」という、国民の皆様にとって、ふだんはなじみの薄いテーマをなるべく身近に感じ、



再犯防止広報用ポスターが並び  
掲示板

御関心を持っていただけるよう、PR イベントの実施やパネル展示、ポスターの掲出などを行っています。

## 5 再犯防止キャラバン

日本全国で、保護司や協力雇用主を始めとする多くの民間協力者の方々が、日々、再犯防止に取り組まれています。また、このような活動を支える地方公共団体や企業も少なくありません。

こうした地域の取組を日本全国に広げ、刑事司法関係者に限らない幅広い方々の御理解と御協力を頂くため、法務省では、「再犯防止キャラバン」を編成、展開しています。法務大臣・法務副大臣・大臣政務官のいずれかを隊長としたキャラバン隊が各地を訪問し、再犯防止に携わる職員や保護司、協力雇用主等の民間協力者の方々から、取組を進める背景や課題、その成果についてお聞きするとともに、地方公共団体や関係諸団体のトップに対して再犯防止施策を売り込むことによって、今後の政策展開に繋げていくことを目指しています。

キャラバン隊はこれまでに、福岡県、宮城県、広島県、大阪府、兵庫県、岡山県及び長崎県を訪問し、現状や課題について意見交換を行うとともに、それぞれの地方公共団体や関係諸団体と、国の関係機関が連携強化を進めることを確認しました。

## 6 最後に

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」、「社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ」、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」が示すとおり、再犯防止は、国・自治体・民間が一体となって取り組まなければならない課題です。このような取組の中で、“社会を明るくする運動”の果たす役割は、非常に重要なものです。犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会、「世界一安全な国、日本」の実現のために、国民の皆様には、出所者等の雇用を始めとする犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組について、その社会的意義を御理解いただき、お一人お一人の立場に応じて、御参加・御協力いただきますようお願いいたします。



## 第 67 回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト 最優秀賞（法務大臣賞）作品

小学生の部

無償の愛

山 梨・土 橋 葵 依

おばあさんは、  
「なぜ、子供達のお世話を続けるのか。」  
との質問に、

「誰かから、直接助けてと言われた事がない人には、この気持ちはわからんじやろ。」  
と言い、自分のアパートに来る子供達に食事を作り、話しかけ、毎日の生活のことを心配していた。おばあさん自身も、生活は大変だそう。それでも子供達のお世話をしなければ、いられない様だった。

私は、テレビのドキュメンタリー番組を家族と見ていた。さまざまな事情で、自分の家に居場所がない子供や食事が摂れない子供達が、元保護司のおばあさんの住むアパートに集まって来る。私のとなりで見ていた母は、「これが無償の愛って言うのかもね。」

とボツリと言った。

「無償の愛。って何。」

と私が聞き返す。

「何かをする代わりに、何かを欲しがらない形の愛って事。物とか気持ちも含めてね。見返りを求めない事。って言うのかな。子供を持つ親がそうじゃないか。って何かで聞いたけど。」

と、母から返事がきた。確かにそうかもしれない。たとえば、私が一日何もしなかったとしても、私のための食事は作られ、着ているものは洗濯される。部屋も掃除されるだろう。

「心配して下さい。」って頼んでもいないのに、

「勉強したの。学校は最近どう。友達とはうまくやってるの。」

と父と母が聞いてくる。

学校に行くときでも、

「忘れ物はないか。ハンカチ持った。顔はちゃんと洗ったか。」

もう私も六年生なのに、毎日毎日うるさいくらいだ。こんな様子を思い浮かべる

と、「無償の愛。って、そう言うことなんだ。」と、なんとなく分かった気がする。でもそれは、自分の子供だからだ。血のつながりもない、名前も知らない人が、そこまで気にしてくれるのだろうか。

犯罪や非行をし、何かの処分を受けた人が、社会に戻るための立ち直りのお手伝いをするのが保護司さんの役割だと知った。処分を受けた人がその後どうなるのか今まで考えたこともなかった。立ち直ろうと思っても、仕事が見つからない。学校になじめない。近所の人々の目も気になると思う。その理由でまた同じことをしてしまう人も多いらしい。さみしさや、生活の不安を犯罪で埋めている様に見えた。特に子供の場合、親からの無視と空腹が非行につながるそうだ。「お腹が空いて、悪い事しか考えなくなる。」

おばあさんの所に来ていた中学生は、そう言っていた。私は、自分の普通と言える環境が、当たり前ではなく、幸せなんだと感じた。

気持ちの中では、父と母の代わりは誰も出来ないと思っている。でも、親の代わりが必要な子供も実際にはいるんだ。「何があっても、ここに来れば大丈夫。」と言える、心の支えになる場所と人が必要だ。その場所が増えないと、非行も減っていかないと思う。だから親と同じくらい気にしてくれる、元保護司のおばあさんの存在は、大切なんだ。

毎日、新聞を読んだり、テレビのニュースを見ていても、たくさんの犯罪がおこり、「これは許せない。」と感じることも多い。父はそんなとき、「罪を憎んで人を憎まず。被害者や家族の事、自分がもし巻き込まれていたら、を考えるとそうもいかないのが本音だと思うよ。」

と言う。私も同じ事を思っていた。なんだか複雑な気持ちだ。犯罪や非行はいけないことだ。でも、

「何かの事情があったのだから、その人自身までは憎んではいけない。」

と言われると、そうとも思う。したことは、なかった事にはできないけれど、だからと言って「そのまま人に関わらないで下さい。」と言うのも間違っている。なんとか社会復帰して、その分何かの形で貢献できる様になってほしい。

私は、このドキュメンタリー番組を見て、社会の一員として何ができるか考えることができた。犯罪や非行から、本当に立ち直ろうと頑張っている人に、「この人は悪いことをした人だから。」と思い込まず、今のその人をしっかり見つめることができる心を磨いていきたいと思った。

母の言っていた、おばあさんの「無償の愛。」の意味は間違っていると思う。だって、おばあさんは、子供たちが、非行に走らず、社会の一員として生活できる大人になってくれる事を願っているのが分かったからだ。これがおばあさんにとっての、何よりうれしい見返りと言えるのではないか。

「あー。やっと迎り着いた。」

閉園間近のチケット売場の窓口に現れたその青年は、安堵の微笑でそうつぶやいた。道中迷ってしまったのかと尋ねる母に、

「いいえ、わずかな記憶を頼りに人に聞き聞き来たので、こんな時間になってしまったんです。」青年はそう答えたそうだ。

僕の母は牛久大仏に勤めている。これは、母が大仏の券売場の担当をしていた約十年前の出来事だ。

突然窓口に現れたその青年は、数年前牛久市久野町にある茨城農芸学院という少年院に収容されており、出院間近の奉仕作業で他の十数名の生徒と共に牛久大仏を訪れたそうだ。お昼に出されたお弁当や、三時のおやつのおいしさ、何よりこの時僧侶が話してくれた法話に感動し、自分の人生を深く見つめ直し心の底から反省することができた。そして、この学院を出院した暁には、必ず立派な社会人となってあの時のお礼を言いに戻って来るんだと決め人生がんばって生きてきた。そして今日、やっとその思いが叶えられたと目を輝かせて語ったのだ。

母は、若い男の子達のお腹がいっぱいになるようなお弁当の中身を考えて手配したり、たまにしか食べられないであろうおやつに何が入っていたら喜ぶかなと一つ一つお菓子を選んでいたのは自分だったこと、こうしてすっかり更生し、立派な社会人となってわざわざ訪ねてくれたことを心から嬉しく思うと伝えながら涙が止まらなかったそうだ。

現在でも、年に一度は農芸学院の生徒が牛久大仏に奉仕作業にやって来る。作業中の彼らの姿は、実に規律正しく、すがすがしく、すばらしい態度なのだそうだ。また、毎年行われている相撲大会の時など、回しを巻いた上半身裸の背中にしっかり入れ墨が入っていたりするが、「○○ちゃん頑張れ！」などと下の名前で呼び、大声で応援し合うごくごく普通のまじめな少年たちなのだそうだ。

しかし、そんな彼らであっても、出院後二年以内の再入院率は十一パーセント。五年以内の再入院率は十六パーセントと、全ての少年がこの青年のように更生できるわけではないのが現実だ。

本当は更生し、まっとうに生きていきたいと思っているのにも関わらず、彼らを取り巻く環境がそれを許さないのかもしれない。

そもそも彼らが非行に手を染めた原因も、親が素行不良であったり、養育放棄をしていたり、複雑な家庭環境があったりそういうことに起因することが多いらしい。そんなつらい現実からの逃避であったのかもしれないと考えると、彼らを一方的に責めることはできないのではないだろうか。また非行に走ってしまった彼らに対し、社会はあまりにも無関心で、手を差し延べる大人もいなくて…。

見守る大人がいなければ、悪い仲間のいる "自分の居場所" に戻るしかない。それに、人が何かにつまずき間違った方向へ進んでしまうと、周りの人間はすぐに "そういう人" というレッテルを貼ってしまいがちだ。そういう色眼鏡で見ると、自分自身の力だけで方向転換することがとても難しくなる。彼らは逆に歪んだ社会の被害者なのではないのだろうかと思えてくる。

人には性善説と性悪説があるが、僕は前者を信じたい。心の性根の腐った人間なんて本当はいない。心が傷ついたり、弱ってしまったり、壊れかけてしまう人はいる。でも、そういう人間を助けてあげられるのは、やっぱり人間でしかないのだと思う。

罪を犯した彼らを、あっちの世界の人間などと分け隔てて考えるのがそもそもの誤りであって、条件さえ揃ってしまえば、心の闇が膨張し、飲み込まれてしまう可能性は誰にだってあるのだと気づくことだと思う。その上で、彼らの痛みを本当に理解し、罪を償った後、彼らを同じ環境に埋没させてしまうのではなく、心から更生を願う人間が胸を張って生きてゆける社会を創り出すことが、延いては僕達自身が平和に明るく暮らすことのできる社会を生み出す結果となるのだと思う。

人の表面の行動を見るだけでなく、その本質を見極めること、受け入れること、許すこと、それが今僕ができる社会を明るくする運動の手始めだ。友人関係の中で、親子関係の中で、一人一人が少しずつ実践していくことでその輪は広がり、温もりに満ちた社会が、そして世界が創り出されることと信じている。

# お問い合わせ先 “社会を明るくする運動” 都道府県推進委員会事務局

推進委員会	事務局(保護観察所)	郵便番号	住 所	電話番号
札幌地区	札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9225
道南地区	函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-0431
旭川地区	旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目	0166-51-9376
道東地区	釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
青森県	青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
岩手県	盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
宮城県	仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田県	秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3903
山形県	山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島県	福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17	024-534-2246
茨城県	水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-11	029-221-3970
栃木県	宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
群馬県	前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
埼玉県	さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-8287
千葉県	千葉保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2-14-10	043-204-7795
東京都	東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
神奈川県	横浜保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中央区新港1-6-2	045-201-3006
新潟県	新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1531
山梨県	甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7144
長野県	長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡県	静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
富山県	富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16	076-421-5620
石川県	金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井県	福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜県	岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
愛知県	名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2947
三重県	津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-6671
滋賀県	大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都府	京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪府	大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪府中央区大手前4-1-76	06-6949-6240
兵庫県	神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1	078-351-4016
奈良県	奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-4869
和歌山県	和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3番地	073-436-2501
鳥取県	鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857-22-3518
島根県	松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10	0852-21-3767
岡山県	岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-224-5661
広島県	広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4495
山口県	山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中原原町6-16	083-922-1327
徳島県	徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6	088-622-4359
香川県	高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
愛媛県	松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-9983
高知県	高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-873-5118
福岡県	福岡保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13	092-761-6736
佐賀県	佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市内2-10-20	0952-24-4291
長崎県	長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本県	熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53	096-366-8080
大分県	大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5	097-532-2053
宮崎県	宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1番1号	0985-24-4345
鹿児島県	鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10	099-226-1556
沖縄県	那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2945

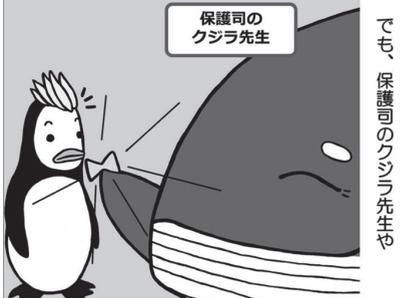
# ホゴちゃんの更生物語 サラちゃんの更生物語



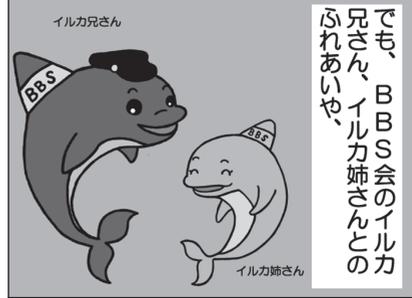
昔の頃は、悪いことばかりする  
非行ペンギンでした。



昔の私は、悪いことばかり  
する非行ペンギンでした。



でも、保護司のクジラ先生や



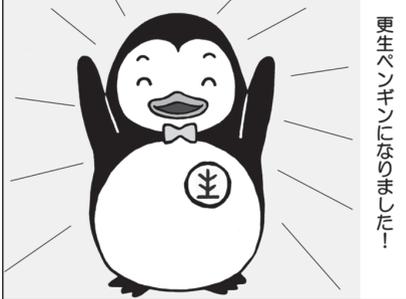
でも、BBS会のイルカ  
兄さん、イルカ姉さんとの  
ふれあいや、



協力雇用主のアシカ親方のおかげで



更生保護女性会のオコジョさん  
のおかげで、



# “社会を明るくする運動” ホームページ



[http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html)

社明 しゃめい

検索



平成30年7月は第68回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ の強調月間です。

“社会を明るくする運動” 中央推進委員会事務局

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。